

第 1 章 旭川市都市計画法施行条例

制定 平成 1 3 年 3 月 2 6 日

改正 平成 1 5 年 3 月 2 7 日

改正 平成 1 9 年 9 月 1 8 日

改正 平成 3 0 年 3 月 2 6 日

改正 平成 3 0 年 9 月 1 4 日

改正 令和 3 年 1 2 月 1 0 日

旭川市都市計画法施行条例

平成 13 年 3 月 26 日 条例第 29 号

改正 平成 15 年 3 月 27 日 条例第 30 号

改正 平成 19 年 9 月 18 日 条例第 38 号

改正 平成 30 年 3 月 26 日 条例第 10 号

改正 平成 30 年 9 月 14 日 条例第 60 号

改正 令和 3 年 12 月 10 日 条例第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害物の伐除及び土地の試掘等の許可の申請)

第 2 条 法第 26 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）

(2) 障害物の伐除又は土地の試掘等（以下「障害物の伐除等」という。）を行おうとする目的

(3) 障害物の伐除等を行おうとする場所

(4) 障害物又は土地の所有者及び占有者の氏名及び住所

(5) 障害物の伐除等の内容

(6) 障害物の伐除等を行おうとする期間

2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(開発行為の許可の申請)

第 3 条 法第 30 条第 1 項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(市街化を促進するおそれがないと認められる開発行為)

第 3 条の 2 法第 34 条第 12 号に規定する開発行為は、次の各号に掲げる開発行為であつて規則で定めるものとする。

(1) 市街化調整区域に所在する土地に継続して生活の本拠を有する者との同一の世帯に属する者又は属していた者が、当該土地に住宅を建築することを目的とした開発行為

(2) 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令の規定により建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は第

1種特定工作物（法第4条第11項に規定する第1種特定工作物をいう。以下同じ。）を移転し，又は除却しなければならない場合において，これに代わる建築物又は第1種特定工作物を建築し，又は建設することを目的とした開発行為

(3) 既存の建築物を建て替えることを目的とした開発行為

(4) 運動・レジャー施設（法第4条第11項に規定する第2種特定工作物を除く。）の管理又は運営上必要な建築物を建築することを目的とした開発行為

(5) 土地利用の状況に応じ，管理又は防犯上必要な建築物を建築することを目的とした開発行為

(6) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画に適合する建築物を建築することを目的とした開発行為

(7) 町内会等の住民組織が運営する集会所等の準公益的な建築物で専ら地域住民が使用するものを建築することを目的とした開発行為

(8) 原則として，令第29条の9各号に掲げる区域を含まない土地の区域内であつて，市長が定める土地の区域内において地域コミュニティの中心となる農山村拠点又は農山村集落を維持するため，建築物を建築すること又は建築物の用途を変更することを目的とした開発行為

2 前項の開発行為は，次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 建築物を建築すること又は建築物の用途を変更することを目的とする開発行為にあつては，当該建築物の敷地が建築基準法第42条第1項若しくは第2項に規定する道路に接し，又は当該建築物が同法第43条第2項第1号若しくは第2号に規定する国土交通省令で定める基準に適合する建築物であること。

(2) 開発行為に係る建築物又は工作物の敷地の排水路その他の排水施設が，次に掲げる事項を勘案して，敷地内の下水を有効に排出するとともに，その排出によって当該敷地及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

ア 当該地域における降水量

イ 当該敷地の規模，形状及び地盤の性質

ウ 当該敷地の周辺の状況及び放流先の状況

エ 当該建築物又は工作物の用途

3 市長は，第1項第8号の規定により土地の区域を定めたときは，その旨を告示するものとする。

（既存の権利者の届出）

第4条 法第34条第13号の規定による届出をしようとする者は，規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

(開発行為の変更の許可の申請)

第5条 法第35条の2第2項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(開発行為の軽微な変更の届出)

第6条 法第35条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(工事着手の届出)

第7条 法第29条第1項又は第2項の許可（以下「開発許可」という。）を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、併せて規則で定める図書を提出しなければならない。

(許可標識の掲示)

第8条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、当該開発区域内の見やすい場所に、当該工事の完了の公告の日まで、規則で定める標識を掲示しておかなければならない。

(工事完了の届出)

第9条 法第36条第1項の規定による届出をしようとする者は、規則で定める図書を市長に提出しなければならない。

(工事完了公告前の建築等の承認の申請)

第10条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開発許可の許可番号
- (3) 開発許可を受けた者の氏名及び住所
- (4) 開発区域に含まれる地域の名称
- (5) 開発区域の面積
- (6) 建築物の建築又は特定工作物の建設（以下「建築物の建築等」という。）をしようとする土地の所在及び地番
- (7) 建築物の建築等をしようとする理由
- (8) 建築物の建築をしようとする場合にあつては、当該開発区域の地域地区の種類及び当該建築計画の概要

2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(開発行為に関する工事の廃止の届出)

第 11 条 法第 38 条の規定による届出をしようとする者は、規則で定める図書を市長に提出しなければならない。

(市街化調整区域内における建築物の建築の特例の許可の申請)

第 12 条 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 建築物の建築をしようとする土地の所在、地番及び面積
 - (3) 建築物の用途
 - (4) 開発許可の際定められた建築物に関する制限の内容
 - (5) 建築物の建築をしようとする理由
 - (6) 工事着手予定年月日
 - (7) 工事完了予定年月日
 - (8) 他の法令の規定による許可、認可等を要する場合にあっては、その手続の状況
- 2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)

第 13 条 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開発許可の許可番号
 - (3) 検査済証番号
 - (4) 予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物を新築し、若しくは新設しようとする土地又は改築し、若しくは用途を変更して予定の建築物以外の建築物としようとする建築物の存する土地の所在、地番及び面積
 - (5) 予定建築物の用途
 - (6) 予定建築物等の変更の内容
 - (7) 他の法令の規定による許可、認可等を要する場合にあっては、その手続の状況
- 2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(建築物の新築等の許可の申請)

第 14 条 法第 43 条第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定める図書を市長に提出しなければならない。

(市街化を促進するおそれがないと認められる建築物等の新築等)

第 14 条の 2 令第 36 条第 1 項第 3 号ハに規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変

更又は第1種特定工作物の新設（以下「建築物等の新築等」という。）は、第3条の2に規定する開発行為に係る建築物等の新築等とする。

（許可に基づく地位の承継の届出）

第15条 法第44条の規定により被承継人が有していた地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、併せて規則で定める書類を提出しなければならない。

（許可に基づく地位の承継の承認の申請）

第16条 法第45条の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）氏名及び住所
- （2）開発許可の許可番号
- （3）開発区域に含まれる地域の名称
- （4）被承継人の氏名及び住所
- （5）承継年月日
- （6）承継の理由
- （7）工事施行者の氏名及び住所
- （8）工事着手予定年月日
- （9）工事完了予定年月日

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

（市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可の申請）

第17条 法第52条の2第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- （1）氏名及び住所
- （2）土地の形質の変更又は建築物の建築その他工作物の建設（以下「土地の形質の変更等」という。）を行おうとする土地の所在及び地番
- （3）土地の形質の変更等を行おうとする土地の所有者及び占有者の氏名及び住所
- （4）土地の形質の変更等の内容
- （5）土地の形質の変更等を行おうとする期間

2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

（土地の買取りの申出）

第18条 法第56条第1項の申出をしようとする者は、規則で定める事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可の申請)

第19条 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項の許可を受けようとする者は、第17条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(事業地内における建築等の許可の申請)

第20条 法第65条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 土地の形質の変更等又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする土地の所在及び地番

(3) 土地の形質の変更等又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする土地の所有者及び占有者の氏名及び住所

(4) 土地の形質の変更等又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の内容

(5) 土地の形質の変更等又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする期間

2 前項の申請書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日から都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日の前日までの間は、第7条中「法第29条第1項又は第2項」とあるのは、「法第29条」とする。

附 則(平成15年3月27日条例第30号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月18日条例第38号)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成30年3月26日条例第10号)

この条例は、平成30年3月26日から施行する。

附 則(平成30年9月14日条例第60号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第1条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 10 日条例第 72 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は公布の日から施行する。